

京都市中小企業デジタル化推進事業運営業務等に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

京都市中小企業デジタル化推進事業運営業務等

2 業務内容

デジタル技術を活用し、持続可能な経営に向けた生産性の向上のためのデジタル化に取り組む京都市内の中小企業等を支援するために、以下の業務を行う。

- ① 支援事業者の募集及び申請受付
- ② 専門家派遣
- ③ 補助金の交付に係る事務局の運営

※ 詳細は仕様書を参照すること。

3 参加資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者でないこと（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）。
- (6) 共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、当財団との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (7) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

4 公募期間

令和8年10月9日(金)午後1時 から 令和8年10月30日(金)正午 まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額の上限

68,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

委託契約締結日の翌日から令和10年2月29日（火）まで

(4) 成果物納品場所

公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部 人材育成支援部

(5) 委託費の支払条件

支払方法は精算払いとする。ただし、事業の実施上、特に必要があると認められる場合は、別途申出により概算払いとすることができる。

なお、概算払いとする場合は令和9年6月以降の支払いとする。

(6) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ（公財）京都高度技術研究所（以下、当財団）の承認を得ることとする。

6 応募方法

プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、「京都市中小企業デジタル化推進事業運営業務等に係るプロポーザル参加表明書」（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部署（提出先）

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134番地

公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部 人材育成支援部

（担当者：柴田・森井）

電話 075-315-3708

FAX 075-315-6634

電子メールアドレス info-dx@astem.or.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

仕様書の内容を十分理解したうえで、別紙「京都市中小企業デジタル化推進事業運営業務等に係る提案書評価基準」を参考に作成すること。

(ア) 参加表明書（様式１） １部

(イ) 企画提案書（様式２） ５部

A4横書き10枚以内で5部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

(ウ) 見積書（任意様式） ５部（原本１部、写し４部）

宛先は公益財団法人京都高度技術研究所理事長とし、提案した業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(エ) 京都市内に拠点を有することを証明できる書類 １部

本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出すること。

(オ) 会社案内パンフレット ５部

イ 提出期日

令和8年10月30日（金）正午必着

ウ 提出先

上記6(1)のとおり

エ 提出方法

郵送

上記6(1)に記載する担当部署・担当者宛

(3) 仕様書等に対する質問期日及び回答

本要項及び仕様書等に対して質問できる者は、上記3に記載する参加資格を満たしている者とする。

ア 質問期限

令和8年10月23日（金）正午まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

質問票（任意様式。ただし、メール件名には「京都市中小企業デジタル化推進事業運営業務等に係る質問書」と明記すること。）を上記6(1)に記載の電子メールアドレス宛に送信し、質問メールを送信したことを担当部署・担当者に電話で連絡すること。

ウ 回答

全ての質問及び回答については、公益財団法人京都高度技術研究所のホームページに掲載する（令和8年10月27日（火）午後5時予定）。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期日、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期日以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(オ) 全ての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて提案者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、提案者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、別紙「京都市中小企業デジタル化推進事業運営業務等に係る提案書評価基準」のとおり、提案内容等を総合的に評価し、選定する。

評価点の平均が60点以上の提案者から選定し、提案者が1社のみでも同様とする。

なお、審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。金額が同額の場合、提案者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、当財団が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して電子メールで通知する。

(5) 公表

参加した事業者及び評価点、その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を、公益財団法人京都高度技術研究所のホームページ上で公表する。

(6) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ契約する。

万が一、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において当財団と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール

令和8年10月	9日(金)	公募開始
	10月23日(金)	質問提出期日(正午まで)
	10月27日(火)	質問に対する回答(午後5時予定)
	10月30日(金)	各種必要書類の提出期日(正午まで)
	11月6日(金)	企画提案の審査、事業者の選定

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に当財団と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る国の会計検査、京都市の会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て当財団に帰属するものとする。

以上